

けでありますし、大規模の場合には、審議会の答申でも個々の損害率に応じた保険金の支払いは困難であつて、一定率の支払いを行う方法以外はない、公的機関から一般に発給される罹災証明のようなものを参考にしなくてはならぬが、これはではないだろうかという点が出ておりますが、まずその基準と査定について、どういうやり方でありませうか。

○松尾政府委員 まず全損、半損の基準いかんという御質問でございますが、今回半損まで地震保険で担保することにいたしましたに当たりまして、具体的にその範囲をどうするかということとは、先生御質問の後段にございます査定の問題と絡んでおるわけでございます。全損と申しまして、これは一〇〇％ということでございますけれども、必ずしも家が全部完全に焼けてしまったとか完全につぶれてしまったということではございませんで、具体的には、全損、半損につきまして政令で規定をすることを予定いたしておりますが、全損につきましては、建物の主要構造部、これは柱とか、はりとか、床とか、屋根、こういう主要構造部の損害額が当該建物の時価の五〇％以上のもので、それからまた、建物の焼失または流失いたしました部分の床面積が当該建物の延べ床面積の七〇％以上のもの、第三に、建物自体に被害はございませんでも、山崩れ等そこで居住しておれないというような状況の場合も、これは全損であるというふうに規定をいたすことにいたしております。

なお、この建物の主要構造部が五〇％以上損害を受けた場合に全損であるかと申しますと、建物の主要構造部が五〇％も損害を受けるというときには、そのほかの部分にも相当な損害が出ておるのが実情でございます。建物全体として見ますと、そういう場合には八〇％以上の損害であるというふうに考えられますので、これを全損と考えるということでございます。

半損につきましては、一つの基準といたしまして、建物の主要構造部の損害額が建物の時価の二

〇％以上五〇％未満の場合、先ほど全損では主要構造部の損害が五〇％以上と申し上げましたが、それ未満で二〇％以上の場合、それからもう一つ、全損の場合と同じような床面積基準といたしまして、建物の焼失または流失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の二〇％以上七〇％未満のもの、こういうものを半損として定義をいたしたいというふうに考えております。

なお、この基準というものは、現在、国が災害の査定につきまして統一的な基準で全損、半損の基準を設けておりますが、これとの整合性を図るという見地から、このような基準を考えたわけでございます。

次に、具体的な査定についてのお尋ねでございますが、四十一年にこの制度が発足いたしましたときに、全損だけでこの制度が足りたものでは、一つは、この査定の問題が非常に大量かつ迅速、公平に行われなければならない、そういう場合に部分損害については不可能であるというところがあったわけでございますが、今回、御指摘のように宮城沖地震を契機といたしまして、部分損害について、どうすれば部分損害を短期間に公平に査定できるかというところをいろいろ検討いたしました結果、先ほど申しましたように、国の災害査定についての基準との整合性を図ることによって、地方公共団体等の発行する公的な証明書、こういうものがある程度依存することによって大量に迅速に処理ができるのではないかとこのように考えて、分損と申しますか、半損を導入したわけでございます。

なお、地震の規模によりまして具体的な査定の仕方というものはいろいろ変わってくると思うのでありますが、いずれにいたしましても、大規模な地震でございまして非常に大量な件数を短期間にこなさなければならぬという要請がございします。また一方におきまして、その査定が公平でなければならぬという要請があるわけでございします。そういう点を踏まえまして、大規模な地震の

場合には、これは個々の会社がばらばらに査定をするのではなくて、業界全体といたしまして共同の査定をいたすということを考えております。それから、そう大規模でございせん場合には個別で査定が行われるわけでございせんけれども、この場合も、統一した査定が行われる必要があるというところから、これは準共同査定というふうに呼んでおりますが、損害保険協会が中心になりまして、いわば全体の統一した方針で査定が行われるような体制を組む、こういうことでたいま準備をいたしておるところでございます。

○伊藤(茂)委員 私は、その分損を扱うことは結構なことではあります。しかし、基準と査定というものは、火災の場合と違って大変むずかしいだろうと思つております。小規模地震と大規模地震というところでどういう現象が起きるかということも異なりますし、大規模地震の場合でも、この前の宮城沖地震で、私も現地へ行つてまいりましたが、新しい建物はそう大きな損害がない、古い建物は倒れてゐる、一見してそういう現象があります。大規模の場合に、その地域として一定の公的に認められるものといつても、必ずしもそれは公平であるかどうかというところが現実には発生するだろう。火災の場合には焼けてしまふのですから、半分焼けただけ全部焼けただけ、一見して明らかという状況があるわけですが、地震ですと、家が傾くとか、マンションにひびが入つてドアがあかなくなつた、日常の居住にたえ得ない状態になつてしまつたとか、火災とは非常に違った状況が起きるわけですね。

そういうことを考えますと、いま御説明のありました内容、これは昭和四十三年六月十四日、国の災害の被害認定統一基準、総審第百十五号みたいなことが基準になつてゐるかわかりませんが、これとは違った詳細な考え方があつては基準として数項目というふうなことが出ないと、いろいろな問題が出るのではないだろうか。せつかく法案を出されるわけですから、法案を出されるときに

その骨格ぐらゐのことを参考資料なり何なりでやはり提出をいたしたい、そして、審議を経た後、保険会社その他実際に仕事に当たるところが、契約者に、利用者に詳細な、また問題のない説明ができるようにするのが当然ではないか。その面では、法案は出ておりますけれども、その中身の運用その他については非常に不備な段階ではないだろうかというふうな気がするわけであります。それらのことをどう整備するおつもりですか。

○松尾政府委員 この地震災害の状況というのは、そのときその地震によつていろいろ違いがあるかと思つてございします。関東大震災のようなものを考えますと、あの場合は火災による損害というのが非常に大きかつたわけでございまして、不幸にしてそういう火災で、ある大きな地域全体が焼けてしまつたということを考えますと、これは査定の面から見ますと、ある意味で非常に簡単でございまして、極端な場合には、これは上からたえば飛行機なりヘリコプターで見た限りで、ある一帯の町が全部損害を受けておるといふようなことも判定が可能なのでございします。

先生御指摘の、火災の場合は焼けてしまふので一見明瞭であり、地震の場合はむずかしいのではないかとお尋ねでございしますが、先ほど申し上げました基準、先生御指摘の昭和四十三年の六月十四日の国の基準でございしますが、この基準を満たしているかどうかということをもっと何か簡易な方法で客観的に判定できないか、こういうことであらうかと思つております。短期間に大量の査定をやるといふ観点から、まさにそういう工夫をいろいろいたしております。具体的には、先ほど申しました、たとえば建物の主要構造部の損害が五〇％以上というのを、それでは建物の主要構造部である柱とか何かを一つその損害を査定していくかといふと、そんなことをしておりましたとて短期間にできないわけではございません。主要構造部の中心になりますのは柱でございますので、非常に単純に申しますと、柱だけを数

えると申しますが、そういう方法によって簡易に全体の損害額を査定するためのマニュアルと申しますか、そういうものをいろいろつくってあります。これには建築学者等を大量に動員をいたしまして、標準的な建物の壊れぐあい、たとえばその柱が半分損害を受けた場合には建物全体の損害額がどうなるか、したがって、柱だけを数えることによって簡易に査定ができるというようなことをいろいろ勉強いたしまして、そういう査定要綱みたいなものをいまつておるところでございます。

そういうものが一般にわかるようにしなければならぬという御指摘、まことにそのとおりでございます。われわれが反省いたしまして、宮城県沖地震のときには、やはり募集段階等におきましてこの地震保険の自身が正確に消費者と申しますか契約者の皆さんに伝わってなかったという面もあったわけでございます。今度制度改正をいたしますと、担保内容がふえる、制度としてはいままでよりもよい制度にはなりますが、いままで以上にいろいろ分損が出てくるということで複雑でございますので、こういった査定の基準を含めまして十分なPRをいたしたい。この辺はたいまいろいろ準備をいたしておるということでございます。

○伊藤(茂)委員 なかなか技術的にむずかしい問題だと思えますけれども、市民の関心も高まっている問題でありますから、契約などに当たって、利用者にできるだけ明確に内容を伝えることがでさるるに、誤解など生じないように、何かあった場合には、やはり入っててよかったという保険、そういう結果が生まれるように、いろいろな手続をぜひ組むように要望したいと思います。

それから、関連をして、さまざまな苦情処理、起きない方がいいわけですが、現実にはどうしてもこういう問題が起きるだろうと思えます。苦情処理についてですが、これも審議会の答申を見ますと、「災害発生と同時に機を失せず公正な第三者を含めた苦情処理機関を地方別に設置し得る

よう、平常からその準備を進めておくことが望まれる。」とあります。それから、これは再保険その他の関係でしょうか、大蔵省の附属機関として必要の都度地震保険審査会を設置をされるということがあるわけでありまして、特にその苦情処理に對する対応というのは、もうちょっと具体的に言つてどういう体制になっておりますか。

○松尾政府委員 御指摘のとおり、この苦情の処理についての適切な対応が必要であるということから審議会で「災害発生と同時に機を失せず公正な第三者を含めた苦情処理機関を地方別に設置し得るよう、平常からその準備を進めておくことが望まれる。」という答申をいただいております。地震はいつ起きるかかわからないわけでありまして、災害が発生しました場合に、そういう苦情処理機関がすぐ動くような体制をあらかじめつくっておかなければならないということとで、ただいま準備を進めております。

具体的の中身といたしましては、この機関が中立公正な第三者機関でなければならぬとともに、設置の時期というのが「機を失せず」と答申にございますように、災害発生後速やかに機能する必要があるわけでございまして、そのためには、あらかじめこの苦情処理機関の要員と申しますか委員になる人を予定しておきまして、間髪を入れずこの苦情処理に当たっていただくということが必要なのでございます。

それから、どういふ人にそういう苦情処理の委員をお願いするかということでございますが、これは保険業者であるとか、あるいは不動産の鑑定士であるとか、建築の専門家、自治体の関係者、こういった方々の中から委嘱したいというふう

に考えて、いま準備中でございます。それから、答申にございまして、これは地方別に設置をしなければいけないわけでございますが、全国それぞれあるわけでございますが、とりあえず当面は、地震防災強化地域として指定されております地域、これに優先して設置すること準備しておるわけでございます。

なお、苦情処理につきましては、こうした苦情処理機関のほかに、損害保険会社ベースと申ししますか、先ほど申しました査定は共同査定に当たるわけでございます。共同査定本部みたいなものの中に苦情処理の専門の人員を配置をいたしまして、その場でいろいろクレームについて対処できるように体制をあわせていこうということとで、共同査定体制ともども業界でたたいまいろいろ準備を進めておるところでございます。

○伊藤(茂)委員 それから、限度額を含めて契約方法が変わるわけでありまして、原則自動附帯、そういうことになりました。現在の契約率が大部分高まるという見通しを関係業界、それから皆さん含めてお持ちなのかどうか。それからまた、保険料率の問題にも関連をしてくるであろうというふうに思いますが、今回、この原則自動附帯ということになることによって契約件数の動向がどうなるとお考えになっているのか。それから、限度額百分の三十から百分の五十ということになるわけでありまして、これでいきますと、居住用建物一千万の地震保険に入るためには二千万以上の火災保険に入るということになります。現実には三、四百万程度の加入が現在多いということのようでありまして、最高額まで契約する人が多いのかどうか、この問題もあると思ひますけれども、特に東海、南関東など、そういうところでは火災保険と地震保険と同額入っておきたいというふうな御希望の地域もあるかもしれません。そういうことで、予知能力なり、それから観測強化などの体制とも関連をすると思ひますが、そういう地震の起こる危険性の高い地域の要望なども含めて考えてみますと、均一に三〇%から五〇%でいいのかどうかという現象も起きるのではないだろうかという気もいたしますが、限度額、契約方法など、どういふふうにごらんになっておりますか。

○松尾政府委員 契約の引き受け方法の問題でございます。現行の制度は三本建てになっておるわけでございます。住宅総合保険とか店舗総合保険と言われますいろいろな危険を全

部パッケージにしました保険がございまして、これにつきましては、地震保険がその中に組み入れられておりますので、これは文字どおり自動附帯と申しますか、その保険に入ることに伴って地震保険に自動的に入っていくものであるものであります。それから長期性の、長期総合保険というふうなものにつきましては、これは現在、原則自動附帯という方法をとっております。原則自動附帯と申しますのは、特に自分が入りたくないという意思表示をいたしますと、地震保険というものが付保されないというものでございます。黙っておれば入っていく。それから通常の火災保険につきましては、現在、任意加入と申しますか任意附帯の方法をとっておりますので、これは、積極的に自分が地震保険に入りたいという方がその火災保険に附帯をして入る。現在、こういう三本建ての契約方法になっておるわけでございますが、今回はこれを原則自動附帯一本に改める。こういたしますと、原則自動附帯というのはいわば自動附帯と任意附帯の中間に位置しておるわけでございます。入りたいくないという方に無理に加入をしていただくというのいろいろな問題があるかと思うのであります。また、全くの任意附帯ということになりますと、これは地震保険の普及という点から必ずしも好ましくないのではなからうかというところで、そういう中間の原則自動附帯ということにいたしましたわけでございます。

それによって契約がどうなるかということでございますが、現在の契約というものは、やはり最初に申し上げました自動附帯によるものが相当大きな部分を占めております。原則自動附帯なり任意附帯につきましては、地震保険の性格上非常に地域的なばらつきがございまして、南関東であるとか東海地方とかいふのは比較的任意的に入る率が高いわけでございますが、北海道とか九州とかへ参りますと、任意附帯につきましてはやはり非常に低いというふうな状況が出ております。それで、この契約方法の変更ということ、今回分損、半損まで担保をするということ、あるい

は付保金額の限度が引き上がるというようなことを総合勘案して、一体、地震保険契約が今後どうなっていくかということであろうかと思うのであります。いままでの自動附帯というものがなくなり、また面だけをええと契約は減らざるを得ないわけですが、他方、いま申しましたような、内容が改善されるという面では地震保険へ入ろうという嗜好がより大きくなるのではなからうか。最近の契約状況を見ておきますと、大変残念なことですが、宮城県沖地震を契機といたしまして、この地震保険の契約というものがやはり少しづつ減ってまいりまして、減ってまいったというところは、率直に申しまして、現在の地震保険に対する失望と申しますが、そういう点があったのではないかと申すのであります。宮城県沖地震以来少しづつ減ってまいりましたのが、今回この改正をお認めいただきまして新制度が発足をすれば、そこは十分回復をしていくのではないかと、私もこういう見方をいたしておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 それで、一番関心が出るだろうと思ひますのは保険料率の問題だろうと思ひます。いままで、地域で一等地、二等地、三等地、それから建物種類別で二種類、合計六種類ということで、最高が五円ということだと思ひます。私の地元の方も不幸にして地震の可能性が一番高い、保険料率の一番高いところでありましたけれども、今度分損も認めるとなると、どういう計算になりますか、保険料率は必然的に高くなるざるを得ないというふうなことではないだろうかと思ひます。

私はこれも不満なんですけれども、いままで三等地二種類あって、聞くところによりますと、今度は地域五種類、合計十種類というふうなことになります。また細かく区分けから都道府県単位というふうなことを考えられているようでありまして、この法案審議をする現段階でその一覧表とかいうものはまだ出されておられません。保険のことを審議するのに、保険料率がどうなるのかとい

う資料が出されていないということはいかかなものかと私は思ふわけでありまして、いまだんな作業をしているのか、それから、どういう地域種類の編成になるのか、それから、どれぐらいの保険料率が高くなるのか。たとえば、現在三等地木造五円、これが三割ぐらい高くなって七円以上になるとか、一千万円入るといふのはそう多くはないと思ひますけれども、一千万円入った場合には年七万円、火災保険がその倍入るわけですから、保険料率は低いとしても十万円以上とかいふふうな負担になってまいることになりますし……。保険料率の問題については、農協保険と比べて都市の人が多いという現状があるわけですから、構造的にむずかしい面があると思ひますが、四十一年のときの国会審議でも保険料率を一層低率にするように努力するようにという附帯決議もつけられているという経過もあるわけでありまして、どういう計画でその辺をお考えになっているのか、御説明をお願いいたします。

○松尾政府委員 まず、今回の改正によりまして地震保険料率につきましても改定の作業を当然いたしておるわけでございます。その基本的な考え方から申し上げたいと存じます。

先方も御案内のとおり、この保険は、ほかの保険と違ひまして、保険会社の利潤部分というものを一切認めない保険でございます。それから、経費につきましても、極力圧縮をするというところで組み立てられておりますが、いわゆる純保険料と申しますか、危険に对应する保険料部分の考え方でございます。四十一年当時におきまして設定されましたときには、今日と比べますと地震理論といふのもまだ未発達と申しますか、この十何年の間に地震理論についてもいろいろな進歩がございました。そういったことを取り入れて今回いろいろな見直しをあわせて行おうということで取り組んできたわけでございます。せつかくてん補内容が改善されるのに、料率が上がりまして改善の意味が薄まると申しますか、保険料が余り高くなつては魅力のある保険にならないということは御

指摘のとおりでございます。

分損を担保するときに一番大きな問題は、やはり分損を担保することになりますと、どうしても支払い保険金額というものが相当大きくなつてくるわけでございます。全損一に対して半損といふのがどのぐらいの割合で出るか、これはやはり地震によりまして非常に違ひがあるようでございます。まして、全損の比率が比較的高い型の地震もありまして、全損一に対して部分損害が非常に多いという結果になる場合もございます。常識的に申しまして、全損一に対してそれ以上の部分損害といふのが出ることは容易に考えられるわけでございます。といたしますと、そのままだい

何年をとってみますと、火災保険料というものはそれを反映してどんどん下がってきております。そういったことで見直しをいたしてみますと、全損だけについて見ますと、やはりいまより保険料を引き下げることは可能ではないか、そこへ分損、半損といふものが入りますことによつて増加する。しかし、これが五割も上がるということではやはりいろいろの問題があるのではないかと。この法案の御承認をいただきますれば、料率の具体的な認可ということになるわけでございますが、ただいま私どもが承知をしております限りにおきましては、全体平均をいたしますと、一五%程度の引き上げでとどまるのではないかと。

そこで、私どももこの十何年来のいろいろな経験の積み重ねと申しますか、特に地震理論のいろいろな発展がございまして、端的に申しまして四十一年以来の十四年間というものを考えてみますと、火災の危険といふものはやはり都市の不燃構造化といふようなことで非常に減つてきております。そういったことを勘案しまして、根本的な料率の見直し作業といふものを何回かにわたって

○伊藤(茂)委員 学識豊かな御説明を伺いましたけれども、要するにそういう五段階、五等地別ですが、二種類、それらの区割りや保険料率ですね、いつでもできるのですか。それから、その場合に格差がありますね。いま三等地別、今度五等地別、格差といふものはいまのあれよりも広げる方向でいくのですか、縮める方向でいくのですか、同じでいくのですか、考え方を……。

いままでやつてまいりまして、若干専門的なことの聞きかじりで恐縮でございますが、たとえば地震と損害との因果関係といふものは、四十一年当時には東大の河角教授の理論を中心に、いわば震源地における震度といふものと家屋の倒壊の因果関係といふものをつかまえておたつたわけでございますが、その後、いろいろ理論が進歩いたしましたと申しますか、今回は梅村教授の動的な理論と申しますか、単純な震源地における震度の大きさというところだけではございませんで、もう少し精密な計算をする。あるいは先ほど申しましたように、都市の消防能力とか不燃構造化といふことで火災の危険といふのは四十一年当時と比べますと非常に減つておるわけでございます。現にこの十

○松尾政府委員 三段階が五段階になるということ、第一番目と第五番目の差といふのは、現在の一番目と三番目より若干広がることにはなるかと思つております。

○伊藤(茂)委員 いつでもできるかと申し上げましたのは、四十七年のときにも分損を考慮するという御意見があった、宮城沖地震があつてから何年かたつた、世論はあのときに非難ごうごうという状態であつた。有能な大蔵省の皆さんが研究をして少なくとも法案提出のときには、大体こういうあれになりまうというように計算をして出されたいというのが当然であらうと思うのですが、その辺はまだ現在作業中というようなことで、私は、法案を出して審議するに於ては大変資料不備ではないだろうか。特に利率なり段階別のこともありまうし、いろいろ市民の関心も非常に深いといふことがありますが、実はそのことを非常に不満に思っているわけでありまう。いつそれができるか即答できないならば、とにかく可能な限り早くやつて御説明できるようにしていただきたい。

次に移りますが、一つは支払いの方の問題です。警戒宣言が出たらまず受け付けはストップする。ところが、現実には警戒宣言、内閣総理大臣が宣言をすると、これが優秀な予知能力によつてはつと出る場合もあるだらうし、それから、その前、地震が起こりそうだと起りそうだとするといふ話がある年じゅうマスコミを通じて報道される場合もあるだらうと思ふのです。そうしますと、事実上、警戒宣言が出る前の駆け込み状況ですね、これが起こる場合も当然想定しなければならぬ。まあ運用上問題が出ないのかどうかという心配が一つあります。

それから、特に、小規模地震はいいんですけれども、大規模に起こつた場合に各損保会社の営業所がどの範囲にあるのか、あるいははらいに行く場合にどういふ形で払ってくれるのかという問題も起こるのではないだらうか。その辺については業界も含めて一体どういふ体制を考えているのか、災害時の体制ですね。

あわせまして、銀行局いらいしやいますからなんです、何か資料を見ますと、これは普通銀行

だけではなくて、農協も同じであらうと思ひますが、警戒宣言が出たときにはシャッターを閉めて、それから震災があつた後、支払い要望があれば極力順調に払えるように体制をとるといふことのようにありますが、その辺の問題が現実には起きないようにならうと考へてゐるのか、いかがでしょう。

○松尾政府委員 地震が起こりそうだから駆け込みがあるのではないかと申すのは、まさにそのとおりと申しますか、先ほどもちよつと触れましたように、現在の状態でも契約率と申しますか、南関東四県と東海地方におきましては、地震保険への加入率が非常に高いわけでございます。これは地震保険というものの持つある程度宿命と申しますか、ではなからうかと思つておるのであります。

今回、法律で手当てをすることをお願いしておりますのは、少なくともそういう警戒宣言が出たという状況においては引き受けできないんだといふことを法律的に明確にしたいんだといふことでございまして、警戒宣言が出ない前の段階においては、契約を拒否をするといふことは、保険会社の公共性という点から言ひましてこれは許されないことだと考へております。

それから、現実には災害が発生したときの支払いがどうなるかといふことでございしますが、ただいま先生がおっしゃいましたのは、警戒宣言が出た状態におきまして金融機関の店舗が閉められるといふことであります。これは警戒宣言が発表された場合に、現実にはそういう地震が発生する場合は、あるいは空振りとも申しますか、幸ひにしてと申しますか、そういうものが発生しなかつた場合、後者の場合は問題がないわけでございますが、現実には発生した場合におきまして、できるだけ早い時期に金融機関というものが店を開くといふことであらうかと思ひますが、先ほど申しました損害の共同査定本部というものが設けられるわけでございますので、万一、銀行の店舗が開いてないといふような状況で保険金の支払い

の必要ができるというような場合がございまして、損害査定本部といふところを窓口にいたしまして保険金の支払いができるような体制を考へていくといふことでただいま準備をいたしております。

○伊藤(茂)委員 そのほかにもいろいろ聞きたい点があるのですが、地震保険の問題でもう一つだけ。

不幸にして最悪の地震、要するに一兆二千億ざりざりいっぱい払わなければならぬという事態が早い時期に起こつた場合、積立準備とそれから支払わなければならない額との差が出てまいります。一つは民間の方ですが、現在八百億くらい準備になつておるようですが、最高一兆二千億といふ段階になつたときと比べれば、半分くらい。それから、国の再保険の積み立てもあるわけでありまうが、国の措置も非常に多額のものが必要になる。民間に対しては、政府が資金のあつせんまはした融通に努力するものとすることがあります。国の方でも、財政上の需要がそこに急に生まれてくるといふことになるわけでありまうが、その辺の対応、済みませんが、簡単にお願ひします。

○松尾政府委員 御指摘のとおり、現在、国、民間合わせました準備金の残高といふものは、どうして一兆円にほど近いわけでございます。

この一兆二千億という中で、国、民間と分けて、まず民間から申し上げますと、民間が受け持つております限度は千八百三十七億五千万円でございしますが、この三月末で民間に蓄積のされております準備金の残高は約九百五十億円でございします。したがって、九百億弱がその限りでは不足しておるわけでございますが、民間保険会社は、この準備金のはかにほかの勘定でいろいろ準備金を持っておりますので、それらはそれぞれ通常の火災保険なり自動車保険の支払い準備でありますけれども、そういうものを一時流用すると申しますか、ほかの勘定からいわば立てかえ的金を持ってくる。さらにどうしても必要な場合に

は、先生おっしゃいましたように、政府が資金のあつせんを行うこともこの法律においては予定をされておるということでございます。

それから、国でございしますが、国は、一兆百六十二億五千万といふものを限度としてこの特別会計の予算総則でお認めいただいておりますわけでございますが、現在国にたまつております準備金といふのは、この三月末におきまして七百三十億円ばかりでございますので、どうしてそれだけでは足りないわけでございます。

なお、この地震再保険特別会計におきましては、毎年度の再保険収入に見合つた歳入をお認めいただいておりますが、これと合わせましてもういふ足りないわけでございますが、その点は、この特別会計法第四条におきまして一般会計からの繰り入れができる、あるいは同法十三条によりまして借入金ができるということ、そういう資金調達をして支払うということにならうかと考へます。

○伊藤(茂)委員 国土庁の方にお伺ひしたいのですが、地震防災対策強化地域の指定の拡大の問題。御承知のとおり、南関東が地震保険に当たつても、東海を含めて半分以上という状態でありまうが、昨年東海地方については強化地域の指定があつて、事業計画といふものが着詰まつてきているわけでありまう。

ところがまた、神奈川県の場合を見ますと、神奈川県西部の八市十一町が指定された地域に入つてゐる。ところが、これが人口では一七%の部分。今回指定されなかつた東部のほうに、横浜、川崎を含めて人口の八三%が集中してゐる。東海地震で震度六以上のものが起こつた場合でも、この地域は震度五が予想されているといふことでありますけれども、やはり人口の過密集中地域でありますし、日本有数の石油コンビナートが存在している。それからまた、宮城沖地震のときの仙台の例などありますが、その比ではない状況も生まれる。そういうことで、たとえば神奈川県の場合にも、強化地域に指定をされてない東部の方

も含めて総合計画、県の地震計画がつくられていて、この強化地域の指定の拡大は強い要望になっていくわけであり、これにどう対応されるのかという問題。

私は現実問題としてぜひ考えていただきたいと思うんですが、一つは、この指定に当たって、今後検討されなければならない事項ということで、専門委員会から答申を出されている七項目ですが、長周期の地震波による影響とか、埋立地などの液化現象の被害、コンビナートの問題とか、あるいは急傾斜地帯の問題などがあります。専門委員会も鋭意努力をされているようでありますが、私はこの高層ビルの長周期地震波の影響というものは、現在の技術でも相当研究が進んでいる問題だろと思うのです。こういうものをなるべく早期に結論を出して対応策をとるようにお考えになっていくのかどうか。また、一、二年かかるとも言われておりますが、どの程度かかる見込みで作業を進めておられるのかというのが一つです。

もう一つ、現実にはこの強化地域に指定されれば、財政計画、財政事情というものがありません。相当大きなものになるでしょう。東海地域よりもずっと大きなものであることは想像にたくなく、ということだろと思ひます。大地震特別措置法では、五年をめぐりとしてということになっておりますし、そういう法定規定もあるわけでありますが、これは財政的な対応の現実の状況の中でやらなければならぬということもあるわけでありまして、金がたくさんかかるからなるべくおくらしておこうということでは、市民の不安を解消するわけにはまいらないということがあるわけであります。

きょうここで、これは国土庁長官でも自治大臣でも、すぐやりましょうというお返事はできないかもしれませんが、どういう姿勢で真剣に努力をされているのか、やはり真剣に前向きに努力をされているのか、ということをやっているのかどうか、その点を時間がありませんで、簡単に御説明く

ださい。

○城野説明員 御説明申し上げます。

地震防災対策強化地域につきましては、いまお話がありましたように、昨年の八月に専門委員会の方の答申を得まして、それに基づきまして関係都道府県知事の意見を聞いて内閣総理大臣の告示として行ったものでございます。

この基本的な考え方は、駿河トラフ沿いの震源域にマグニチュード八程度の規模な地震が発生した場合に、その周りの土地がどのくらい揺れるかというものの震動の予測をやっていたございまして、それに基づきまして震度六以上になると予想される市町村をその範囲として指定したものでございまして、六県百七十市町村ということになって

神奈川県につきましては、お話しのように西側というところになっております。これは震源の位置とその距離によつてその範囲が決まられているわけでございますが、専門委員会の方のレポートにもございまして、引き続き液化現象、長周期の波による影響、それから自然斜面のすべり、崩壊ということにつきましては鋭意検討中でございます。

ただ、その三つのものにつきましても、やわゆる表層の地質だけではございまして、やや深いところの地質、それから地震波の伝わり方というところについての知見が必要でございまして、その分につきましても、人工の地震実験を含めましてその資料の収集に当たつていこうとございまして、いま、その検討のめどというのはいつごろまでにはつきり申し上げられない段階でございまして、先生方も可及的速やかにということとで勉強を進めていただいております。段階でございまして、その結果によりまして大きな被害が予想されるということでありましたら、地域の指定の拡大を含めて検討をしたいと思つておる次第でございまして。

公共団体の百七十市町村の分につきましては、財政上の問題でございまして、これはすでに大規模地震法によりまして避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路等を中心に緊急の整備計画を五年間を進めるように基本計画でも定めておるところでございまして、これらのものに加えて、病院、社会福祉施設、学校、さらに津波対策、地崩れ防止対策というふうなことにございまして、緊急整備事業の範囲を拡大すべきである、それからそれについて財政的な援助をすべきであるという公共団体の方の強い要望がございまして、これらのことにつきましても、公共団体の方の要望と、それから関係各省にわたりますので、これらの事業の実施の可能性、したがってどのくらいの事業が実際にやれるのか、また必要な事業の種類、それらを整備する手段としまして各種五カ年計画との整合性というところについて鋭意突き合わせをやっておるところでございまして、それらの結果を踏まえまして必要な措置を講じていきたいということで作業をやっておるところでございまして。

○伊藤(茂)委員 国土庁の方に要望ですが、地震強化地域の指定、そこから、東海地震でたとえは震度八という地震が起こった場合に、神奈川県東部などがどの程度の被害になるのかということからくる研究というのがあります。それから残されている問題として、液化現象あるいは長周期地震波などの研究もあつて、都市の中核部の問題です。それから最近大きな問題となつていっているパニクの問題も含めて、不測の事態が起きる大変な危険性もあるということがございまして、東海地震の規模から南関東へという考え方の問題と、同時に南関東という横浜から東京に至るという中で想定されるさまざまな問題に対して、また独自の視点から研究を深めていくということもぜひ強力にやっていただきたいというふうに思ひます。

時間も過ぎましたから、もう一つだけ伺ひたいのですが、いま国土庁から話がありましたのが、強化地域に指定されたそれぞれの地域から財政特別措置法の要望があります。いま約五千五百億の規模に総工費が着目しているようでありまして、おおよそ国が二千六百六十億、県が千百二十億、市町村が二百五十億、市町村段階に非常

に大きなウェイトがかかるというわけでありまして、当初要望の八千億以上の認定はむずかしかったやうでありますけれども、市町村の負担をカバーするという意味で、いまもお話がありました病院あるいは小中学校など六項目ですが、特別の措置を講じてもらいたいという要望があるようであります。また、これらについては災害対策特別委員会や地方行政委員会などでもいろいろと議論が行われている。しかし、最終的には大蔵省の姿勢の問題にかかわってくるということになるわけでありまして、これらのことに対して大蔵省として一体どういう姿勢でお考えになっているのか。いづれにしろ、大規模地震立法ができて最初の東海地震関係の強化地域の指定があつて、鋭意取り組み自治体で行われているという状況でございまして、ぜひ前向きに取り組んでいくようにしていただきたいというふうに思ひますが、いかがでございましょうか。

○河野政府委員 大規模地震対策に必要な緊急施設整備事業につきましては、関係地方公共団体から国の特別の財政援助措置を講じてもらいたい、こういう御要望があることは私も承知いたしております。この点につきましては、ただいま国土庁の方から御答弁がございまして、ただいま国土庁の方から御答弁がございまして、必要なる事業の種類なりその規模なりというふうなものを中心といたしまして、現在関係省庁、国土庁を中心といたしまして検討をいたしておるところでございまして、私も財政当局といたしましては、その検討結果を待ちまして、所要の措置につきましても鋭意関係省庁と十分協議してまいりたい、かように考えております。

○伊藤(茂)委員 最後に大臣の御所見を伺ひたいのですが、いま言った問題はいままでの国会でも、たしか四月八日だと思ひますが、地方行政委員会でも後藤田自治大臣が、大規模地震対策特別措置法による財政措置だけでは不十分であつて、何か財政面での新しい立法措置を考えていかねばならないという前向きな答弁をされておりました。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十八号 昭和五十五年五月八日

和五十五年五月八日

七

支というか、それだけ一言お聞かせいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 この保険の募集あるいは不幸にして災害の発生した場合の支払い、それぞれ紙代でありますとか、保険会社の従業員の人件費、こういったコストがかかるわけでございます。ここで言っております取支というものは、そのコストを償う、つまり利潤は認めない、こういう意味でございます。

○沢田委員 それから、いままでは住宅総合保険と長期総合保険は自動附帯でありました。今後はこれも全部任意になる、こう解してよろしいですか。いいですね、そういうことですね。

○松尾政府委員 そのとおりでございます。

○沢田委員 そうすると、火災保険は原則的にという、原則的にという言葉は法律用語としてはどちらにウエイトがあるんですか。

○松尾政府委員 原則自動附帯の原則の意味は、先ほどもちょっと申し上げましたように、黙っておれば附帯されるものを、自分は地震保険については入らないという意思表示をすることによって地震保険を付加しないことができるということでございます。

○沢田委員 火災保険は一般的に相当膨大な金額になると思うのです。そうしますと、その三〇%の下限を置いて、三〇%以下を認めないということとはいかぬものか。たとえば一億というところはないかと思ひますが、五千万なり七千万、こういうふうになった場合に、この三〇%の下限を設定することは、ある意味において強制になるんじゃないですか。実際にもらえない金額を契約するということになるんじゃないですか。いかがでございますか。

この担保能力と申しますか、国、民間を通じての支払い能力との関係におきまして三〇%というのが決まりました。しからば、それより小さいのはなぜいけないかということでございますが、この保険の目的というものが、やはり地震の損害に際しまして建物、家屋というものを再建をする、そういう一助になるということとでなければ保険の意味がないではないか。そういたしますと、通常の建物を念頭に置きますと、三〇%以下の細かい金額では余り意味がない。そういう意味で三〇%を下限というふうに考えておるわけでございます。

○沢田委員 現在全国の火災保険契約高は百八十六兆円です。その三〇%としても五十四兆円ということになります。ですから、掛ける客体の金額によつて三〇%というものは変わってくるわけですよ。しかし、もろえる金は一千万円以上、今度の場合でも、そうすると、一千万円以上のところの火災保険なら火災保険金額は、契約高が高くなれば自動的に上がっていくことになりまして、下限を置けば、だから、それは一千万円に見合うものであつていいんじゃないですか。

○松尾政府委員 ここでこの保険が対象にしておりますのは、御案内のとおり通常の家計火災保険と申しますか個人の住宅でございますので、そう何億円という邸宅というものはむしろまれな例ではなからうか。現在火災保険の平均的な価格というのはどのぐらいかと申しますと、大体六百万台ぐらゐが全体平均いたしますと、おつたおつたようございまして、おつたおつた三〇%で一千万を越えるというふうな例はきわめて少ない方の例ではないかというふうに思ひます。

○沢田委員 多い場合、やはりそれはよけいに納めると、こういう意味ですか。

○松尾政府委員 たとえば、一億の邸宅をお持ちの方が三〇%という三千万でございますけれども、上の限度を一千万といたしますので、一億の火災保険にお入りになりましたとしても、地震保険については一千万が限度になる。したがつて、それは当然一千万に対応する保険料でございます。

○沢田委員 今後の地震によつて、たとえば類焼をしたという場合は、この地震保険の場合には延焼損害を含みます、こういうふうに入内には入っております。これに基づいて申し上げますが、今度の法案の審議に当たつて、私も損保協会なりある会社なりに電話をかけて聞いたのですが、きつめて不親切ですね。まあ大蔵省自身も不親切だと私は思ひます。とにかくいろいろな材料の提供をことさらに拒否とまでは言わぬけれども、ことさらに渋つて、出してこない。審議に当たつて大蔵省なりそれ関係団体、私だつたから不親切だつたのかもしれない、なめられたのかもわかりませんが、きつめてその点は憤慨にたえない。今後はそういうことのないように、ひとつ御注意を申し上げたいと思ひます。

この法の施行日は、予定として大体いつごろを考へておられますか。

○松尾政府委員 これはできるだけ早いにこしたことはないというのが一般的な考え方でございますが、法律の御承認をいただきました後、政令、省令で規定すべき事項がございます。それから現実にはこの事業方法書あるいは保険約款、それから先ほど申しております査定の体制等整備の問題がございます。一番大事なことは、改正の内容を正確に一般に知らせるという点、その前提といつたしまして保険会社の社員なりあるいは代理店といふものを十分教育をするということも必要でございます。そういうので、そうした時間というものを若干見なければならぬ。私もいたしましては、できますれば七月一日ぐらゐには何となく足るをいたしたいということ、業界等にもいろいろいなそういう詰めを急がせておる段階でございます。

○沢田委員 七月一日ならば、この国会終了までに料金なり五等地の区分なりを明確にして、継続審議で来議院に決めるということでも十分間に合ふのじゃないかというふうな気もいたしますが、あえてこだけ、表側だけわれわれに承認をさせておいて、後は自分で勝手に色塗りをしようといふことは若干不信感を招くことになるのじゃないかと思ひます。いかがですか。

○松尾政府委員 地震というのがいつあるか、これはだれも予測のつかない問題でございます。宮城沖地震以来の各方面の強い御要望でございますので、私どもいたしましては、一日も早く改正が実施に移されることが望ましいというふうに考へております。

○沢田委員 私の方で、協会から出た資料では、現在加入件数五百四十万、ここにもあります五百四十万件。自動附帯、住宅総合保険が四百万件、それから原則自動附帯が、いわゆる長期総合の方々が五十万件、任意の附帯が、住宅火災等が八十万件、こういうことになってゐる。それからまた、現在の二等地と三等地の住宅と店舗つき住宅、これの戸数は該当しないのです。これはあなたの方でこの現在の一等地、二等地の居住住宅並びに店舗つき住宅の合計は幾らだと判断されておりますか。それは後でお答えいたしたい、建築基準法関係で建設省を呼んでおりますから、その前にお答えをいただくことにいたします。

こういう地震保険がございまして、一等地、二等地というふうなものがございましてありますが、当然、建築基準法の方でも耐震条件というものを加えた建築指導というものが行われなければ整合性がありません。このように思ひます。ですから、耐火構造、簡易耐火構造あるいは不燃構造、防火構造、木造、こういうふうなそれぞれ類別しておりますが、今後どういう料金制度が生まれるかわかりませんが、いづゆる建築基準法の方は従前どおりほつたらかしで、そして保険料率だけ上げたい、こういう発想では整合性がないのじゃないか。少なくとも建設省ではどういう対応をこれに伴つてしようと思ひますのか、その点ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○久保説明員 御説明申し上げます。地震防災対策につきましては、建設省といつたしましても関心が非常にあるわけでございます。地震防災対策につきましては、建設省といつたしましても関心が非常にあるわけでございます。

過去地震の被害の例とか、最近の学術研究の進展の成果を取り入れて近く建築基準法の耐震関係の規定の改正をすることにいたしてあります。これは簡単に申し上げますと、耐震関係の基準を強化しようというものでございまして、詳細はチェックを従来よりもさらに詳しくする、こういうものでございます。しかし、この政令改正は基準法のたてまえから申しまして、新しく建築される建物に適用されますので、既存の建築物に対しては建物の耐震性を高めるために耐震の診断の基準とか改修する場合の設計の指針、こういうものを私どもは定めておりまして、この普及を図りまして建築物の耐震性を増大してまいりたい、このように考えております。

○沢田委員 耐震性を強める場合に、たとえば現在の一等地については震度幾らまでを大体考えておられるわけですか。またこの震度も、縦揺れ、横揺れあるいは津波、それぞれ条件も違います。ですから、耐震条件を考える場合についても、非常に千変万化とまではいかなくても相当なケースを考えないとそれに対応できないだろうという気がいたします。しかし、想定し得る従来の経験から見て、この程度のものをという一つの線はあるんじゃないかと思うのでありますが、ただいまのような抽象的なものじゃなくて、どの程度の耐震度に一等地なら一等地は条件を具備しなければならぬのか、その点についてはどうお考えになっておりますか。

○久保説明員 建築基準法の方では地震の強さにつきまして地域係数という考え方がございまして、過去の地震例から見まして耐震的な配慮を強くしなければならぬ地域とそうでないものというような分類をいたしておりますので、そのうちの方で私どもはやっておるわけでございます。直接、この保険の一等地、二等地と基準法のこれとがリンクしておる、こういうものではございせん。

○沢田委員 そうすると、この地震保険ができても建築基準法の方では運動はしない、こういうことと解釈してよろしいですか。

とと解釈してよろしいですか。

○久保説明員 直接運動はいたしません、私どもは建築基準法の規定の方を守つていただくように行政指導等をするなり、あるいは法令を守つていただくということで耐震的な建築物が建てられるもの、こういうふうに考えておるわけでございます。

○沢田委員 ついでに運輸省おいでいただきたいんですが、一等地、二等地という危険地帯にありまする交通機関の基盤というものの、たとえば線路であるとかあるいは私鉄、国鉄、そういうものを含めて、あるいは船舶というものを含めて、その震度に耐え得る条件を具備して、いくということが必要な要件になってくるのではないかと、そうでなくと、一等地、二等地と決めた一つの意味もなく、なつてくるというふうな気がいたしますが、その辺、きょうレクチャアで来たときに初めて地震保険で一等地、二等地があるのを知りました。こういうようなことでチンパンカンパンであったことは事実なんでありまして。そうしますと、これは大蔵省と保険業界は先行しているけれども、ほかの省は一向にチンパンカンパンであるということではきわめて一方的な法律体系ということになるわけであつて、わざわざ何等地で危ないよと言つて料金を国民から取つておきながら、一方はあはつと口をあいて上を見ておるということではこれは済まされたいのではないかと、こういうことにお考えます。これはお答えをいただかなくていいと思うのですが、御注意を申し上げて、やはりそれは運動してそれぞれ対応する措置を講ずるべきである、もしこれ私の意見に御不満があるならお答えをいただきたいと思ひます。

○片岡説明員 ただいま先生御指摘のように、運輸省におきましてはまだ十分な検討をいたしておりません。ただ、交通機関の安全性につきましては、路線の耐震力の調査、信号保安施設の信頼性の向上、路盤の強化、こういうような措置を講じておりました、安全性につきましてはできる限りの対応をいたしております。それから、その他空

港、港湾等の施設につきましても逐次整備を行いまして、地震の安全対策の確保に努めてまいるといふようなことをいたしております。また、その一等地、二等地につきましては、今後関係省庁と連絡をとりまして検討させていただきたいと思つております。

○沢田委員 あと大蔵の方にさっきの御回答をいただきましたが、時間の関係でそれにつけ加えまして、一等地、二等地の認定には各省の意見が必ずしも一致していかない。一等地、二等地、この判定は庁内のそれぞれ意見を一致させていくという仕組みをつくらなければ、一方の気象庁関係ではこう言っている——いまでも地震があつたようでありまして、どこが震源地かわかりませんけれども、ともかく、それに対する研究者、学者がそれぞれ意見が違ふ、こういう傾向がありますね。その点はどういうふうにお考えになっておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 先ほどの御質問、ちよつと手元に数字がなく恐縮なんですけれども、全国の住宅戸数というものを必ずしも把握ができませんで、全国の三千五百万世帯というその世帯数を中心にいたしましてどの程度地震保険が普及しているかというふうなことを把握いたしておりますので、その世帯数に応じてどうなつておるかというふうな資料をまた別途御報告させていただきたいと思ひます。

それから、ただいまの等地區分の問題でございますが、これはどういう危険度でそういう等地區分が出てくるかということでございますが、私ども地震保険の料率の面でも等地區分をいたしておりますのは、料率算定をする上におきまして地震保険の料率をどうやって算定するかと申しまして、過去四百八十五年にさかのぼりまして、その間に記録されております地震すべてを取り上げて地震危険というものを全国の市区郡別に把握をするということが基礎になっております。これをまた別にまとめた上でつと順番をつけまして、それを現

在でございますと三つに切つておりますのを五つに切る、こういう手法をいたしております。したがひまして、たとえば近々五年とか十年以内はこの地域が一番危険であるとか、そういうことではなくて、より長期のレンジにおいて把握しておるものでございまして、目的によつてそのところは若干変わつてくる面もあるのじゃないかと。したがひまして、すべての省庁につきまして同じような区分を使うということが必ずしも適当でない場合もあるのじゃないかと、こういうふうにお考えをしております。

○沢田委員 時間がないのでありますが、警戒宣言の発令というものは、法律的にはどういう方法で告示するものをもつて警戒宣言というのか、それから法律的に解除するところのほうは、同時に、たとえば火災保険の申し込みをした場合には、地震保険は発令後は加入できない、火災保険は加入できる、こういうふうな解釈をいたしたいと思ひます。

○松尾政府委員 これは私の方の直接の所管でございせんのでなにごとでございますが、「警戒宣言が発せられたとき」というのが私どもの法律で定められておりますが、しからばその「とき」というのはどのようにして客観的に確定されるのか、こういう御趣旨かと思ひますが、これは大規模地震対策特別措置法によりまして内閣総理大臣が警戒宣言を発する、その具体的な国民への周知の方法というものは、私ども伺つておるところによりまして、警戒宣言を発すると、間髪を入れずと申しまして、内閣総理大臣もしくは官房長官が記者会見を行つてそれをラジオ、テレビ、全国の電波に乗せるという方法において客観的に公示されるというふうな承つておりますので、その意味におきまして、「警戒宣言が発せられたとき」というのは、具体的に何時何分ということでも明瞭であるかと考えております。

それからどのような場合に解除されるのかというところは、私ども承知しておりますところは、

そういう危険が去ったという判断がありましたときに解除されるものだと思いますが、同様の方法において周知されるものと考えております。

それから、警戒宣言が発せられたときに保険の引き受けができないということをやこの法律で規定しておりますのは、まさに地震保険についてのみにございます。

○沢田委員 時間の関係で最後になりましたが、地震保険というようなものによって、延焼は含まれるけれども、地震の直接の被害によって生命がなくなるというような場合には、これは生命保険だけに依存するという発想であると理解してよろしいですか。

○松尾政府委員 生命保険の場合、御指摘のとおり、それが地震による死亡が生命保険の対象になることは当然でございますが、なお、その他各種の傷害保険等につきましては、物によりまして地震の特約がついておるもの、あるいは地震がてん補されないもの、いろいろございまして、生命保険のみであるということではなからうと思ひますが、どれとどれがほかにあり得るかということはいま直ちにお答えする自信がちょっとございませうが、ほかにも地震によっててん補される場合があり得るというふうに考えております。

○沢田委員 最後に、これの財政の収支状況、事業報告、それから現在大蔵省が出してあります広報の中にも、これは特別会計としてやっておりますのでありますが、損保協会などにおいてもなかなか資料を提供しないようでありまして、今後は大蔵省で出してあります書類の中に、国民に周知し得る条件、そういうものをつくるように別項として起こして、地震保険についての財政の収支状況は次のとおりであるというふうなもの、料率その他についても一応それのときに応じて掲載をしていただく、こういうことをまず願つてやみません。

それから、私は民力調査の資料で見たのですが、一等地、二等地の居住者の戸数は六十三万戸なんでありまして、それがなせ五百四十万戸にふく

れたかということになりますと、言うなれば保険外交のあり方というものが問われる一面があるのではないかと気がいたしますし、あるいは保険外交のあり方等についても十分行政指導に遺憾なきを期せられるよう心から願つて、質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○増岡委員長 柴田弘君。

○柴田(弘)委員 ただいま提案をされております地震保険法の一部を改正する法律案につきまして質問します。

それで、いまお二方からいろいろとお話が出まして、大要私がお聞きしたいということもほぼ出尽くした感があるわけですが、別の角度から数点にわたつてお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず第一は、今回の制度改正は一定の前進であるというふうに私も承知をいたすわけでありまして、問題は、こういった制度改正がなされて、消費者に対する普及、これは私は一つの大きな問題ではないか、このように思ひます。特にこの地震保険の普及という問題は、地震による被災者の生活の安定あるいは地震保険制度の安定的な運営を図る、こういった意味においても大事なことではないかという点を私は感ずるわけでありまして、その辺の点につきまして、まず大蔵当局としてどうお考えになるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 この新しい地震保険、今国会で御承認いただきましたならば、できるだけ早く実施に移したいと考えておるわけでございますが、一番大事なことは、正しいPRと申しますか内容をお知らせをするということが大事であるかと思ひます。

そのために考えておりますことは、まず改正内容、地震保険の内容がどう変わるかということを含めまして、いろいろなルートがあるかと思ひます。でございますけれども、一つは、全国的な広報媒

体であります新聞等を通じての広報ということがございます。それから大事なことは、やはり現実には保険契約が結ばれる第一線でありまして、この問題であるかと思ひますが、契約は現在損害保険につきましては最も多いのは代理店を通する契約でございます。火災保険に例をとりますと七五%ぐらいが代理店を通する契約になっておりますので、保険会社の社員はもろこのこととあります。こういった代理店に對しまして、も制度の仕組みについて十分教育をしていくということが先決であらうかと思つております。

○柴田(弘)委員 それで、いまの教育の問題であります。損害保険特別統計の五十四年版によりますと、全国のノンマリーナー、つまり海上保険、運送保険以外の代理店、火災保険、自動車保険、あるいはその他の新種保険などの代理店の数が、昭和五十四年三月三十一日の統計によりますと、二十四万一千八百八十七店舗あるわけですね。その種別を見てまいりますと、一つは特別総合代理店、これは大蔵省の別働隊というふうなもので、二つ目は総合一種の代理店、これは一般大衆分野を対象とする代理店ですね。第三が総合二種の代理店、これも一般大衆を対象とするのですが、これは火災保険以外を担当する。第四が普通の代理店、これは主に一人でやっています。第五が初級の代理店、これはもう代理店になつたばかり。

こういったことで、特別総合代理店あるいは総合一種、二種までは何とかいふと思つてわけでありまして、この数が三万七千六百十三店、この保険料売り上げは全体の一兆五千二百二十七億の七一・五%の一兆八千九百億。それから問題は、第一番目、第五番目の普通代理店、初級代理店の数が全体の八四%の二万四千二百七十四店、その売り上げが四千三百三十六億、一店当たり二百十二万二千九百十三円の売り上げで、収入手数料一八%と見ていた場合に、年間手数料料三十八万二千二百二十四円、こういう計算になるわけでありまして、ちなみに昭和五十四年度一年間の代理店の

廃止の状況を見てまいりますと、二万六千二百六十八店廃止になっておりますが、その五一%は他業多忙の理由である、こういうふうなことであります。

こういう点はもちろん大蔵省としてもつかんでおみえになります。私はこういった現状を考えてまいりました場合に、いま御答弁がありましたように、その教育をやつていくということでありまして、七月一日にこれを施行されるということと、二月足らずの間に果たして御答弁があつたような普及という問題を将来考えていった場合に、十分な対応ができるかどうかということ、正直申しまして非常に憂慮しているわけですね。こういった点についても納得のできるお答えがあれば、ただ教育をしていきますよということとでなくて、こういうふうなやつていくんだ、具体的にこれはこうやつていくんだというものを、もしお考えがあればお示しをいただきたいというふうに思ひます。

○松尾政府委員 御指摘のとおり、現在、代理店の中で多いのは、非常に小規模な、兼業をやつておるもの、数が非常に多いわけでございます。

この地震保険、火災保険に限りませんが、損害保険というのは、かつては主体は企業保険でございまして、今日、自動車保険あるいは各種の傷害保険であるとか、損害保険におきましても大衆分野というものがむしろ主流を占めてつたわけでございます。そういった中でこの代理店というものが具体的な募集の第一線に立つわけでありまして、この代理店というものが、しっかりと代理店と申しますか、商品内容を十分に知つておいて、契約者に対して十分説明のできるような、プロと申しますか、そういう代理店を育成をしていくということが極めて緊急の課題でございます。

この代理店制度につきましては、四十八年にノンマリーナー代理店制度というものをつくりまして、ただいま先生がおっしゃいましたようないろいろな種別を設けて、種別ごとの資格要件、ある

いはそれに従事する人につきましていろいろ研修を受けさせた上で試験を受けさせる、これは損害保険協会が行っております試験でございますけれども、試験を行って一定の点数を取った者に初めて資格を与えるというようなことを始めまして、以来数年たつておるわけであります。

これを、もつと代理店の質を向上させることが望ましいということで、昨年来この代理店制度につきましている検討をまいりまして、逐次いま手をつけつつあるのでございますけれども、代理店の種別の資格要件あるいはそれに従事する人の資格要件、こういうものをだんだん厳しくしていくことによって專業のしかりした代理店を育成をしていこうということをいたしておるわけでございます。

現実の問題といたしまして、非常に小規模の副業の代理店が多いというのは事実でございます。まして、そういう中にはいろいろな人があるわけでございまして、地方へ参りますと、やはりある一帯の火災保険だけをとつておる代理店という方、あるいは、代々この火災保険の契約をとつておるという方、いわば小遣い銭程度の營業をしておるというところ、そういう人たちに直ちに代理店をやめろというわけにもいきませんので、漸進的にこの質を高めていくということで今後とも努力をしていきたいと考えております。

○柴田(弘)委員 どうか消費者ニーズに対応できる、そういう対応をひとつお願いをしたい、これを要望しておきます。

次に、てん補される損害の範囲ということでも議論があつたわけでありまして、今回の制度改正によって半損に至らないもの、半損ということとは、いまの統一基準を設けて——いまも議論を聞いておりまして私もあいまいだと思つたのですが、それはそれといたしまして、しかれば、この半損に至らない、いま客弁がありましたように、要するに家の主要構造部分の損害がその二〇％に満たないものについて、これはやはり今

後また大きな問題点になるのではないか、これが今回の制度改正によつてはてん補の対象にならないわけですが、これはどういうふうにお考えになつてゐるか、この辺をひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 宮城県沖地震の後、この部分損害を何とか地震保険の制度に乗せるべきであるという声が一般的になつてまいりまして、それを受けて私も保険審議会で十分御討議をいたされたわけですが、その場合に、部分損害をどこまで見るかということが非常に大きな問題の一つでございまして、先ほども申しましたように、今回、半損におきまして半損までは公的な証明が出されおるといふことに着目をしていたしました、半損までならば大量の査定事務というものが可能であるという前提から、半損までこれをてん補するといふことを取り入れたわけでございます。

〔委員長退席、稲村(利)委員長代理着席〕半損まで至らない小規模の損害というのは、半損よりもさらに件数が何倍もあるということが考えられるわけでございまして、いろいろ審議会で討議をいたしましたが、この査定能力の問題、こゝういった点で適当な解決方法がない現在、やはりそういうものを対象とすることは不可能である、まあこゝういふ結論でございまして、私どもも現実を考へますと、やはりそういう半損までしか処理できないといふふうな判断をいたしましたわけでございます。

○柴田(弘)委員 つまり、現在の時点ではもうだめだ、だけれども今後はやはりそれは検討しなければならぬといふふうに当局は考へてみえるかどうかといふことです。

それからもう一つ、警戒宣言が発せられた場合に、いわゆる新規契約というのですか、これは締結できない、これは私も理解をするわけです。それから、既存の契約でたまたま保険期間が満了となつたものについて、これは締結できないのかどうか。もしその場合に締結できるとしたならば、

その条件はどうか、この辺どうでしょう。

○松尾政府委員 その小規模の部分損害の問題といたうのが解決できなくて残つておるといふことは、私どもも十分意識をいたしておるといふことでございまして。

それから、警戒宣言が発せられた場合に既存の契約の期限が来たときにはどうなるのかということでございますが、これは全く新しい契約につきましては引き受けないといふことでございまして、既存の契約の期限が来たものの更新、更新ということにつきましては、当然これは可能であるといふことで措置をいたしております。

○柴田(弘)委員 それでは次に進みたいと思ひますが、きょうは国土庁も気象庁もお見えになつておりますので、お尋ねをしてみたいと思ひます。

私はやはりこゝういった地震保険の制度改正も必要であります、まず、何と申しましても地震の対策といふのは、今後どのような地震が起きた場合にも、事前に対応策を整えておくということが必要ではないか、こゝういふふうに思ひます。

そゝういった観点でまた数点にわたつてお尋ねしたいわけでありまして、地震予知の問題であります。この地震予知を事前にすることができれば、地震による被害が大幅に軽減されるのは当然のことであるわけでありまして。

〔稲村(利)委員長代理退席、委員長着席〕それで、東海地震の問題がいま大きくクローズアップされておりますが、この予知の可能性といふもの、これは率直に言つてどの程度お考えになつてゐるのか、あるいはまた、そゝういった地震予知の情報か、その可能性と、その伝達の方法について、簡潔で結構ですから、お伺いをしたいと思います。

○渡辺説明員 地震予知技術は、現在のところ研究段階でございます。しかしながら、研究段階であつても、非常に大きいいわゆるマグニチュード八クラスを私たちは大規模と申しておりますが、

その発生される地域についていろいろな種類の観測網を敷きまして、その中には地震計もございまして、それから地殻変動、土地の上下をはかる機械とか、あるいは地磁気をはかる機械とか、いろいろな機械をそこに展開いたしまして、そのデータを常時監視いたします。そうしますと、大規模な地震になればなるほど前兆があらわれやすいわけでございます。そのあらわれやすい前兆を使ひますと、これは地震の予知が可能でございます。しかしながら、現在の程度の可能性、いわゆる確率のことかも知れませんが、残念ながら私たちは地震予知を實際に経験したことはございせん。中国はあると私たちが聞いております。したがつて、私たちがどの程度のものか地震がつかめるかといふことは、こゝで数量的に言うことはできません。百発百中といふことはできませんけれども、やはり二、三回たとえば空振りといひますか、そゝういふことがあつても、その次には恐らく成功するだろうといふ私たちの確信といふか、そゝういふ方向で私たちはいろいろな整備をしてゐるわけでございます。

○柴田(弘)委員 これはきわめてユニークなことを申してんでございまして、現在、地震予知のための基礎的な判断といふのは、地震防災対策強化地域判定会の六人の専門学者によつて行われておるのです。これはあくまでも初歩段階のものであり、あるいはまた経過措置であるといふふうな考へるわけでありまして。したがつて、将来的には天気予報と同じように、気象庁において専門的に地震予報を担当する地震予報官といふものを配置するといふことが私は今後の大きな課題になつてくる、こゝういふに考へます。この点の基本方針を取り組み、こゝういった点につきまして、長期的な観点から、もし気象庁としての御見解があれば伺つておきたい、こゝうに思ひます。

○渡辺説明員 お答えいたします。現在の技術水準から申しまして、やはり学問研究の段階であることは、先ほども申しましたとおりでございます。したがつて、気象庁の中におき

ましては、現在地震防災対策強化地域判定会というのを学者の先生六人をもって、構成されてきて、地震の判定を行っておるわけで、現在のところこれが最良、最善の方法であろうと私たちは思っておるわけであります。しかしながら、地震予知技術というのは、将来恐らく日進月歩といえますか、どんどん発展していくだろうと私たちは思っているわけでございます。私たちは現在測地学審議会とかあるいは地震予知推進本部とか、その他地震予知体制全体の中で十分検討した上で、長期的な展望をもって気象庁は独自に短期的な予知、これは大震法の中で短期的な予知を、気象庁が現在大規模な地震について全責任を持っておるわけでありまして、そういう短期的な予知について将来気象庁としては責任を持つ方向で考えていきたいと私たちは思っております。

○柴田(弘)委員 そうすると、そういった予報官というふうなものも将来展望としては考えていく、こういうふうな理解してよろしいわけですね。それで、続いて大規模地震対策特別措置法の具体的な推進ということについてお尋ねをしたいわけでございます。

○柴田(弘)委員 続きまして、いまま質疑があったわけでありまして、大事なことでありますので、重ねてお尋ねをしてみたいと思っております。東海地震の対策に対する財政特別措置の問題であります。実は私も愛知県でありますので、この強化地域の指定の中に入っておるわけであります。それで、要望書の、この資料を見てまいりますと、先ほどもお尋ねがありましたように、総事業費が五千五百五十億円、国の負担分が二千六百六十億円から三千百八十億円に改善をさせていただきたい、千二百億円の増額、こういうことになるわけでありまして、それについて県、市町村が減るわけでありまして、いまま大臣から、適切な措置をとっていただきたい、こういう御答弁をいただいたわけでありまして、これは財政特別措置だけで解決をされる方向であるのか、あるいは法案の提出という問題を含めてお考えになっているのか、これは

相当多いのじゃないか、私はこういうふうに思うわけでありまして、現在どのような進行状況であつて、もう期限切れになったわけでありまして、今後どのような形で御指導なさっていくのか、この点をお伺いをしておきたいわけですね。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

ただいまお尋ねの、地震防災対策強化地域内におきまして、病院、劇場、百貨店、店舗等、爆発物、危険物等の管理者等につきましては、応急計画の作成義務があるわけでございます。百七十市町村の中でそれらの対象と申しますか、作成義務事業所の数は二万五千でございます。そのうちすでに作成を了し、もしくは届け出をやっておりますものが一万一千強でございます。届け出率といましては四四％を少し超えておる状況かと思っております。

国土庁もお見えになっておりますので、その辺のところもお尋ねしておきたいわけでありまして、いづれにいたしまして、五十五年度予算編成のときに、大臣と国土庁長官の間でそういう話の合いがあった、こういうことであります。その辺の理解についてはどのように考えていらっしゃるのか、ひとつお伺いをしたい、このように考えております。

○城野説明員 地震防災対策強化地域に係ります緊急整備事業につきましては、先ほども御説明を申し上げましたとおり、すでに指定をされました政令の指定事業、これは避難地、避難路、消防用施設等でございますが、それに加えて公共団体の方から強い要望のございます学校、病院、社会福祉施設、津波危険の防止施設、地すべり等の防止施設等につきましては事業量の突き合わせを関係各省に行つていただいております。今後その数字が上がつてきた段階でございます。今後これらの財政負担というところにつきましても検討を進めまして、できるだけ早く検討を了した上適切な措置をとっていただきますように関係省庁に働きかけてまいりたいと思つておる次第でございます。

○柴田(弘)委員 続きまして、いまま質疑があったわけでありまして、大事なことでありますので、重ねてお尋ねをしてみたいと思っております。東海地震の対策に対する財政特別措置の問題であります。実は私も愛知県でありますので、この強化地域の指定の中に入っておるわけであります。それで、要望書の、この資料を見てまいりますと、先ほどもお尋ねがありましたように、総事業費が五千五百五十億円、国の負担分が二千六百六十億円から三千百八十億円に改善をさせていただきたい、千二百億円の増額、こういうことになるわけでありまして、それについて県、市町村が減るわけでありまして、いまま大臣から、適切な措置をとっていただきたい、こういう御答弁をいただいたわけでありまして、これは財政特別措置だけで解決をされる方向であるのか、あるいは法案の提出という問題を含めてお考えになっているのか、これは

○柴田(弘)委員 続きまして、いまま質疑があったわけでありまして、大事なことでありますので、重ねてお尋ねをしてみたいと思っております。東海地震の対策に対する財政特別措置の問題であります。実は私も愛知県でありますので、この強化地域の指定の中に入っておるわけであります。それで、要望書の、この資料を見てまいりますと、先ほどもお尋ねがありましたように、総事業費が五千五百五十億円、国の負担分が二千六百六十億円から三千百八十億円に改善をさせていただきたい、千二百億円の増額、こういうことになるわけでありまして、それについて県、市町村が減るわけでありまして、いまま大臣から、適切な措置をとっていただきたい、こういう御答弁をいただいたわけでありまして、これは財政特別措置だけで解決をされる方向であるのか、あるいは法案の提出という問題を含めてお考えになっているのか、これは

○柴田(弘)委員 続きまして、いまま質疑があったわけでありまして、大事なことでありますので、重ねてお尋ねをしてみたいと思っております。東海地震の対策に対する財政特別措置の問題であります。実は私も愛知県でありますので、この強化地域の指定の中に入っておるわけであります。それで、要望書の、この資料を見てまいりますと、先ほどもお尋ねがありましたように、総事業費が五千五百五十億円、国の負担分が二千六百六十億円から三千百八十億円に改善をさせていただきたい、千二百億円の増額、こういうことになるわけでありまして、それについて県、市町村が減るわけでありまして、いまま大臣から、適切な措置をとっていただきたい、こういう御答弁をいただいたわけでありまして、これは財政特別措置だけで解決をされる方向であるのか、あるいは法案の提出という問題を含めてお考えになっているのか、これは

したがって、いまま国土庁からお答えがございましたような線で見下ろして鋭意関係省庁で検討が詰められつつある段階でございますので、その検討の結果を踏まえてこれに対しては適切な処置を行う、こういうことはお約束できることであるというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 あと時間が少なくなつてまいりましたので、法案外の質問でまことに申しわけありませんが、大蔵大臣お越しでございますので、私は、名古屋オリンピックの誘致の問題につきまして大臣の御見解をお尋ねをしたい、このように思います。

五月六日の日にこの名古屋オリンピック誘致に閣議決定が行われまして地元の要望を聞いていただいた、こういうことであります。その中で、新聞の報ずるところによりますと、まず招致を決定し、その財源対策を詰める方向が現実的である、こういうふうな政府見解が出されたこととでございます。それで私がお尋ねしたいのは、一つは、招致の閣議決定というものが設置をされて第一回の会合を開かれ、地元の要望というものを聞かれたということは、つまり一九八八年の名古屋オリンピックの問題について政府としてゴーサインが出たと理解をされているのか。これを特に財政当局である大蔵大臣に、この辺の理解をそのようにしていいのかわかるかということをお尋ねをしたいと思います、このように思います。

○竹下國務大臣 一九八八年の第二十四回オリンピック大会を名古屋に招致する問題につきましては、五月六日に閣議決定が開かれました。そして、愛知県知事さん、市長さん、それから三重県、岐阜県、さらに市議会の議長さんといったような方からかなり詳しくこの問題についての御要請がございました。それを聴取いたしましたわけでございますが、率直に申しまして、公共事業でございますとか、いろいろな点について財政等問題が存在する。したがって、関係省庁の事務レベルで一遍問題点を詰めた上で検討を進めることにしようという結論にいたしたわけでございます。

○竹下國務大臣 先ほどもお答えしたところでございまして、ちょっと私が間違えておりましたので、五十四年十二月二十七日には、これは閣議の席上ではございませんでした。最終的な予算の大臣折衝の席上でございます。

それで、国土庁長官から大規模地震対策として必要な緊急施設整備事業に関する国の特別財政援助措置に係る関係地方公共団体の要望については、早急に関係省庁間において必要な事業の種類及び規模、各種五カ年計画との関係、地方財政に及ぼす影響等について検討を行い、その結論を得た段階で可及的速やかに所要の措置を講ずることとしたい、御協力をお願い申し上げます。概要そのような御発言がございまして、私から、検討することをお承知いたします。こういうふうに正確にお答えをいたしましたわけでありまして。

したがって、いまま国土庁からお答えがございましたような線で見下ろして鋭意関係省庁で検討が詰められつつある段階でございますので、その検討の結果を踏まえてこれに対しては適切な処置を行う、こういうことはお約束できることであるというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 あと時間が少なくなつてまいりましたので、法案外の質問でまことに申しわけありませんが、大蔵大臣お越しでございますので、私は、名古屋オリンピックの誘致の問題につきまして大臣の御見解をお尋ねをしたい、このように思います。

五月六日の日にこの名古屋オリンピック誘致に閣議決定が行われまして地元の要望を聞いていただいた、こういうことであります。その中で、新聞の報ずるところによりますと、まず招致を決定し、その財源対策を詰める方向が現実的である、こういうふうな政府見解が出されたこととでございます。それで私がお尋ねしたいのは、一つは、招致の閣議決定というものが設置をされて第一回の会合を開かれ、地元の要望というものを聞かれたということは、つまり一九八八年の名古屋オリンピックの問題について政府としてゴーサインが出たと理解をされているのか。これを特に財政当局である大蔵大臣に、この辺の理解をそのようにしていいのかわかるかということをお尋ねをしたいと思います、このように思います。

○竹下國務大臣 一九八八年の第二十四回オリンピック大会を名古屋に招致する問題につきましては、五月六日に閣議決定が開かれました。そして、愛知県知事さん、市長さん、それから三重県、岐阜県、さらに市議会の議長さんといったような方からかなり詳しくこの問題についての御要請がございました。それを聴取いたしましたわけでございますが、率直に申しまして、公共事業でございますとか、いろいろな点について財政等問題が存在する。したがって、関係省庁の事務レベルで一遍問題点を詰めた上で検討を進めることにしようという結論にいたしたわけでございます。

で、この閣僚会議の結論というものは、これはかみしもを着て申しますならば、事務的な検討を待つて出すことになっておりますので、今後の日程がまだ決まっていけないという段階でございまして、いわゆるゴースサインが出たという認識をいただける段階にまではまだ途中にある、こういうふうに理解をしていただいた方が正確であらうと思ひます。

○柴田(弘)委員 そうだろうと思ひます。そうしますと、大臣、事務当局でそういう財政問題等を煮詰められ、財政的にも非常に大きな負担があるんだ、こういうふうな結論になった場合には、ゴースサインは閣僚会議では出ないということも考へていつていいのかわか、その辺はどうでしょう。

○竹下(国務)大臣 いまオリンピック問題につきまして必ずしも明るい話題ばかりないというように、また私が初めから出ない場合があり得るということも申しましたが、これもまた余り明るくなくとも思ひますので、出る場合も出ない場合も含めてまだ途中の段階にある、こういうふうにお答えした方が適切であらうかと思ひます。

○柴田(弘)委員 よくわかりました。先日、このようなことを申してなでございすが、大平総理が名古屋にお見えになりました。そうして、そういう閣僚に検討を指示する、このような意味の発言を、私の記憶に間違いがなければなされたわけでありまして、そういうことがマスコミに報道されて、少なくとも愛知県民、名古屋市民あるいはまた岐阜、三重等の三県一市のこのオリンピック誘致に対して非常に熱意を持つてみえる方はそれ相応の評価をしていいること、これは、これもまた事実であるということ、です。ですから、いま大臣の御答弁よくわかりましたので、ただ、ただいまペンディングである、そのいろいろな問題を検討してゴースサインが出ない場合がある、こういうふうにも私も理解をしたわけでありまして、ただ言えますことは、大臣、名古屋と愛知県で世論調査をやりました。大臣もよ

く御承知かと思ひますが、名古屋市の場合は六五％賛成です。それから愛知県の場合は六六％、これが誘致に賛成だ、こういう点も含めてよく考へていただくと同時に、もう一つ、このオリンピックというのはただ名古屋の、あるいは愛知の、東海三県の地域エゴではない、一つの国家的な事業をたまたま名古屋を中心とした三県一市でやるんだ、こういう点も大臣にもよく理解をいただきたいと思ひます。一番問題は、そういう地元民の皆さん方の意見をよく理解をしていただきまして、財政当局としても今後ともそういう適切な措置、適切な対応というものを私はしていただきたい、これを重ねて強く要望したい、このように思つております。地元の方の考え方、地元の要望という点については、大臣の御見解を、簡単に結構ですから、お伺いをして、私の質問を終わりたい、このように思ひます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○竹下(国務)大臣 名古屋、愛知のみならず岐阜、三重、いろいろな自分たちの財政上の工夫も総合して、超党派で取り組んでいられる課題であるということだけは十分認識しておるつもりであります。

○柴田(弘)委員 終わります。

○増岡(委員長) 次回は、明九日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時五十一分散會

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案

地震保険に関する法律の一部を改正する法律

地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「全損(経済的に全損と認められるものを含む)のみを」を「損害(政令で定めるものに限る)を政令で定める金額によ

り」に改め、同項第四号を次のように改める。
四 附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)を保険金額とすること。

第四条の次に次の一条を加える。
(警戒宣言が発せられた場合における地震保険契約の締結の停止)
第四条の二 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第九条第一項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言(以下この条において「警戒宣言」という)が発せられたときは、同法第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的については、保険会社等は、当該警戒宣言が発せられた時から同法第九条第三項の規定に基づき地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合にあつては、大蔵大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間、政府の再保険契約に係る地震保険契約(政令で定めるものを除く)を新たに締結することができない。

2 前項に定めるもののほか、警戒宣言が発せられた場合(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合を含む)における地震保険契約の締結の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第二項中「前条第二項」を「第四条の二及び前条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置等)

第二条 改正後の第二条第二項第二号及び第四号

の規定は、この法律の施行の日以後に締結される地震保険契約について適用し、同日前に締結された地震保険契約については、なお従前の例による。ただし、同日前に締結された地震保険契約で同日において保険期間が終了してないもの(政令で定めるものに限る)については改正後の第二条第二項第二号に掲げる要件を備えるものとみなし、同号に規定する損害が同日以後生じた場合には、当該損害をてん補するものとする。

2 この法律の施行の際、大規模地震対策特別措置法第九条第一項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられていたときは、この法律の施行の際当該警戒宣言が発せられたものとみなして、改正後の第四条の二の規定を適用する。

理由

地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、政府の再保険に係る地震保険契約について、てん補される損害の範囲を拡大するとともに保険金額の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

